

# 会社による権利行使の同意と共同相続 株式の議決権行使決定方法について

—最高裁判所平成27年 2月19日第一小法廷判決—

〔平成25年(受) 第650号株主総会議決権取消請求事件  
最高裁判所民事判例集69巻1号25頁、金融・商事判例  
1464号30頁、同1467号10頁、判例時報2257号106頁、  
判例タイムズ1414号147頁、金融法務事情2021号94頁〕

前 嶋 京 子

## [事実の概要]

Yは青果物販売を業とする資本金300万円、発行株式3000株の特例有  
限会社<sup>(1)</sup>である。株主構成はAが2000株、Aの妻Bが1000株を所有してい  
た。Aは平成19年9月20日に死亡し、いずれもAの妹であるXとCがA  
の共同相続人となったが、A所有の株式2000株については、分割協議未  
了のため、持分二分の一ずつの準共有状態にあった。

Yは平成22年11月11日に臨時株主総会（以下、本件総会という）を開  
催し、①Dを取締役に選任する旨の決議、②Dを代表取締役を選任する  
旨の決議、③Yの本店を移転する決議と共に、それに伴う定款変更決議

---

(1) 会社法制定に際し、それまでの有限会社は、会社法の規定による株式会社と  
して存続する特例有限会社となり、旧有限会社の定款、社員、持分及び出資一口  
が、株式会社の定款、株主、株式及び一株とみなされることとなった（会社法の  
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条）。

を行った。

Xは本件総会に先立ち、その招集通知を受けたが、Yに対し、本件総会には都合により出席できない旨及び本件総会を開催しても無効である旨を通知し、本件総会には出席しなかった。

本件総会において、Cは準共有株式全部について、Eに委任して議決権を行使した。この準共有株式については、会社法106条所定の権利行使者の指定及び通知はなかったが、Yは会社法106条ただし書きによる同意をしていた。

Xが本件総会各決議には決議の方法等につき法令違反の瑕疵があると主張して、Yに対して会社法831条1項1号に基づき決議取消を請求する訴えを提起したのが本件である。

一審判決<sup>(2)</sup>では、Yは会社法106条ただし書きによりAの株式についてCが議決権を行使することを同意しており、議決権行使自体に瑕疵はないから、決議取消事由に該当しないとしてXの請求を棄却した。X控訴。

二審判決<sup>(3)</sup>では、①会社側の同意さえあれば、準共有者の一名による議決権行使が有効になると解すると、準共有者間において議決権行使について意見が一致していない場合において、会社が決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり、会社側に事実上権利行使者指定の権限を認めるに等しく相当とはいえないこと、②会社法106条ただし書きについても、前提として準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解することが相当であるとして、一審判決を取り消し、X

---

(2) 横浜地川崎支判平成24年6月22日民集69巻1号38頁、金判1464号37頁。

(3) 東京高判平成24年11月28日民集69巻1号47頁、金判1464号36頁、判タ1389号256頁。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法についての請求を認容した。Y 上告。

[判旨] 上告棄却

「会社法106条本文は、『株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。』と規定しているところ、これは、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する『特別の定め』（同法264条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法106条ただし書は、『ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。』と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、本件議決権行使は会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選

## 判例研究

任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものというべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件議決権行使をしたCは本件準共有株式について2分の1の持分を有するにすぎず、また、残余の2分の1の持分を有する被上告人が本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえ、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、上告人がこれに同意しても、適法となるものではない。」

### [研究]

1. 株式が複数の者によって共有される場合には、その株式についての権利行使者一人を指定し、会社に対して通知することが必要とされている（会社法106条）。株式について相続人が複数ある場合については、当該株式は当然分割帰属すると解する立場もあるが、<sup>(4)</sup>一般的には相続された株式は相続人によって共有される（正確には、民法264条によって、株主権は所有権でないことから準共有となる）と解されており、権利行使のためには、権利行使者の指定と会社への通知が必要となる。しかし、本件では、株式に関する相続人が複数あり、かつその分割協議が未了であるため、株式が準共有の状況のまま、当該株式に関する権利行使者に

---

(4) 出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号83頁以下（1989年）。なお、この立場の方向性を立法論的にも解釈論的にも評価していくことが必要であろうとするものとして、上村達男『会社法コメンタール3－株式（1）』42頁〔山下友信編〕（商事法務・2013年）がある。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について  
ついでに相続人間での意思統一もなされておらず、権利行使者の指定・  
会社への通知もなされていなかった。

権利行使者が指定されていない場合であっても、会社法106条ただし  
書きでは、会社が同意した場合には、株式を共有するものも権利行使が  
できると規定されている。この会社法106条ただし書きは、商法の旧規  
定にはなかったものであり、これまで、いかなる場合に会社の同意が適  
法になされ得るのかについて、従来の判決ともからみ、学説上議論の存  
するところとなっている。本件において、最高裁は106条本文を、民法  
の共有規定に対して「特別の定め」を設けたものと解し、106条ただし書  
きで「特別の定め」の適用排除を定めたものとして、民法の共有に関す  
る規定の適用があると解している。その上で、最高裁は、株主総会での  
①取締役の選任、②代表取締役の選任、③本店所在地を変更する旨の定  
款変更と本店移転とに関する議決権行使は管理行為に当たるとし、会社  
側から、共有者の持分価格での過半数に満たない者に対してなされた同  
意は適法なものとはいえないとの判断を示している。本件最高裁判決は、  
106条ただし書きについて初めて最高裁の考えが示されたものであり、  
重要な意義を有するものといえる<sup>(5)</sup>。

また、本件で、最高裁は、従来から学説上も議論がなされてきた相続  
によって準共有される株式に関する議決権の行使に関しても、106条た  
だし書きが適用される場合に限ってとはいえ、民法の共有に関する規定が  
適用されることを明言した。

---

(5) 本件最高裁判決に関する判例研究としては、弥永真生「判例研究」ジュリス  
ト1480号2頁(2015年)、川島いづみ「判例研究」Monthly Report 77号30頁(2015  
年)、青竹正一「判例研究」商事法務2073号18頁(2015年)、福島洋尚「判例研究」  
金融・商事判例1470号2頁(2015年)、鳥山恭一「判例研究」法学セミナー 727号  
119頁(2015年)、中村信男「判例研究」法律のひろば68巻9号53頁(2015年)、林  
宗孝「判例研究」法学セミナー増刊速報判例解説 新・判例解説 Watch17巻139頁  
(2015年)がある。

## 判例研究

そこで、以下では、(1) 会社法106条ただし書きに基づく会社からの議決権行使の同意について、商法の旧規定下での議論と判決との関係、および、現行規定での議論、(2) 相続によって準共有される株式に関しての議決権行使について、これまでなされてきた議論を検討していくこととする。

2. 会社法ただし書きで規定されている会社からの権利行使に関する同意については、商法203条においては規定のないところであったが、商法203条の規定自体が会社の便宜のために認められたものであることから、会社からの議決権行使についての同意は可能であるとの解釈がなされてきていた。<sup>(6)</sup> 最高裁平成11年12月14日判決でも、会社からの同意は可能との前提に立ちつつ、権利行使者の指定は持ち分の価値に従いその過半数で決することができるが、権利行使者の指定・通知がないときには、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社側から議決権の行使を認めることは許されないと解するのが相当である旨判示された。

平成17年会社法成立に際して、会社からの同意により権利行使ができる旨の106条ただし書きが明定されたが、最高裁平成11年の判決では共有者全員が議決権を共同して行使する旨の条件を示していたことから、会社法106条ただし書きの会社の同意に関する制限の存否を巡って議論がなされてきた。

まず、立法担当者は、会社が自らのリスクにおいて共有者の一人に権利行使を認めることができ、通知のない共有株主に議決権を行使させる場

---

(6) 米津昭子『新版 注釈会社法(3) 株式(1)』52頁〔上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編〕(有斐閣・1986年)、大隅健一郎=今井宏『会社法論 上巻〔第三版〕』334頁(有斐閣・1991年)、込山芳行「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」江川孝雄ほか編『企業社会と商事法』150頁(北樹出版・1999年)等。

(7) 判時1699号156頁、判タ1024号163頁、金判1087号15頁。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について

合には、あらかじめその協議内容を確認すべきであるとしながら、その確認を怠って協議内容と異なる議決権行使を許したとしても共有者の議決権行使自体には瑕疵がないので、取消事由に該当しないとする。<sup>(8)</sup>また、会社法106条ただし書きにより、会社側から権利行使が認められるのは共有者全員一致で権利行使できる場合に限ると解した最高裁平成11年12月14日判決の解釈が立法により変更されたと解する立場や、<sup>(9)</sup>会社法106条ただし書きは最高裁平成11年12月14日判決の結論を否定したことになるが、会社支配に不当な影響を及ぼすおそれがある場合には同意はそもそもなしえないとする立場<sup>(10)</sup>がある。さらに、会社が裁量的に同意することは会社法106条の趣旨に照らして適切ではないとする立場や、<sup>(11)</sup>最高裁平成11年12月14日判決との関係では、会社法の規定はこの最高裁判決の趣旨を実定法化したものであるとする立場、<sup>(12)</sup>あるいは、従来の学説および判例法の趣旨を確認したものと解する立場<sup>(13)</sup>がある。

会社からの同意につき制限的に解する立場では、次のように意見が分かれている。まず、a) 共有者全員による共同した権利行使のみが許されるとする立場<sup>(14)</sup>がある。これには、準共有者間の合意により権利行使者

---

(8) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』492頁以下（商事法務・2006年）。

(9) 江頭憲治郎『論点体系 会社法 1 総則、会社法I』268頁〔江頭憲治郎＝中村直人編〕（第一法規・2012年）。

(10) 森淳二郎『逐条解説会社法 第2巻 株式・1』42頁〔酒巻俊雄ほか編〕（中央経済社・2008年）。

(11) 藤原俊雄「判例研究」法学セミナー増刊速報判例解説 新・判例解説 Watch 14巻122頁（2014年）。

(12) 大野正道「非公開会社と準組合法理」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上巻）』63頁（商事法務・2007年）。

(13) 鳥山恭一『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール 会社法1』189頁〔奥島孝康ほか編〕（日本評論社・2010年）。

(14) 来住野兎「判例研究」明治学院大学法学研究97号113頁（2014年）、旧商法規定の下でこの立場をとるものとしては、中村信男「判例研究」判例タイムズ1048

## 判例研究

一名が指定されているが通知されていないときのみ会社は同意を与える事が出来るとするもの<sup>(15)</sup>や、会社側が議決権を認める場合には、共有者全員が議決権行使に同意し、決議内容の賛否まで同一方向にまとめる必要があるとするもの<sup>(16)</sup>がある。次に、b) 議決権行使の内容によって区分し、議決権の行使によって株式の内容が変更されるような場合は処分行為となるから、全員一致で行使する場合に限って会社からの同意が認められるが、決議内容が共有物の管理にあたりと解される場合にはその行使者の割合分だけの権利行使を会社側から認めるのは可能であると解する立場<sup>(17)</sup>がある。なお、商法203条についての解釈であるが、c) 法定相続分<sup>(18)</sup>に応じた議決権の個別行使を認める立場があった。

これらのそれぞれの立場は、複数の相続人に準共有されている株式に関する権利行使者の指定とその権限の内容に関する議論によって影響されているところがあると思われる。そこで以下では、これまでの権利行使者の指定についての議論と権利行使者の権限内容に関する議論を概観し、その後、権利行使者が指定されていない場合の株式共有者の議決権行使について検討する。

---

号187頁（2001年）（議決権の行使それ自体が共同相続人の準共有に属する変更行為またはそれに準ずる行為として捉えられるため、権利行使者の定めがない以上は、議決権は共同相続人が共同して行使すべきものであるとする）、大杉謙一「判例研究」ジュリスト1214号89頁（2001年）などがある。

(15) 柴田和史「判例研究」私法判例リマックス49号85頁（2014年）。

(16) 林孝宗「判例研究」早稲田法学89巻4号191頁（2014年）。

(17) 岡正晶「株主総会における議決権の行使」江頭憲治郎＝門口正人編『会社法大系 機関・計算等 第3巻』73頁以下（青林書院・2008年）、鳥山前掲註13・189頁。会社法成立前の旧商法規定に関するものとしては、山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学69巻4号196頁以下（1994年）、鳥山恭一「判例研究」法学セミナー545号107頁（2000年）がある。

(18) 田中啓一「判例研究」ジュリスト554号109頁（1974年）、山田攝子「株式の共同相続」判例タイムズ789号9頁（1992年）。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について

3. 会社法106条において、複数の相続人に準共有されている株式について権利行使者を指定して会社に通知しなければ、株式についての権利行使ができないのが原則である（旧規定である商法203条についても同様であった）。このとき、権利行使者の指定をどのようになすべきかについて、相続人の全員一致でなすべきであるとする全員一致説<sup>(19)</sup>、相続人それぞれの相続における持分価格の過半数説で行いいうとする過半数説<sup>(20)</sup>、権利行使者の権限の内容によって指定方法が異なるとする折衷説<sup>(21)</sup>が対立

---

(19) 西島梅治「判例研究」判例評論152号41頁（1971年）、木内宜彦「判例研究」判例評論326号56頁（1986年）、青木英夫「判例研究」金融・商事判例883号44頁（1992年）、大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」『企業承継法の理論Ⅰ』105頁（第一法規・2011年）中村・前掲註（14）・188頁、大杉・前掲註（14）・90頁、板村丞二・西尾幸夫「判例研究」龍谷法学43巻3号469頁（2011年）。

(20) 片木晴彦「判例研究」判例評論466号62頁（1997年）、永井和之「商法二〇三条第二項の意義」戸田修三先生古稀記念『現代企業法の課題と展開』212頁（文眞堂・1998年）、荒谷裕子「判例研究」ジュリスト1135号102頁（1998年）、河内隆史「判例研究」金融・商事判例判1101号65頁（2000年）・同「株式の共同相続に伴う株主権の行使」中村一彦先生古稀記念『現代企業法の理論と課題』267頁（信山社・2002年）、山田泰彦「株式の共同相続による商法二〇三条二項の権利行使者の指定方法と『特段の事情』」早稲田法学75巻3号381頁（2000年）、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使再論（下）」判例評論497号11頁（2000年）、同・『閉鎖会社紛争の新展開』77頁（信山社出版・2001年）、道野真弘「判例研究」私法判例リマックス23号89頁（2001年）、瀬谷ゆり子「議決権不統一行使の現代的役割」中村一彦先生古稀記念『現代企業法の理論と課題』225頁（信山社・2002年）、田中亘「相続は争いの始まり」法学教室338号56頁（2008年）、周劔龍「株主の権利」江頭憲治郎＝門口正人編『会社法体系 株式・新株予約権・社債第2巻』25頁（青林書院・2008年）、森・前掲註（10）・40頁、岡・前掲註（17）・67頁、武久征治「判例研究」龍谷法学43巻3号457頁（2011年）、江頭・前掲註（9）・265頁、福島・前掲註（5）・6頁。

(21) 田中啓・前掲註（18）・109頁以下、楠元純一郎「判例研究」佐賀大学経済論集34巻1号84頁（2001年）。もっとも、これら折衷説の論者は、権利行使者には制限的な権限を与えるにとどめ、権利行使者の指定は過半数でなし、具体的な権利

している。

それぞれの立場の違いはおおむね権利行使者の権限についての理解の違いによるところがあるといえる。<sup>(22)</sup>

全員一致説では、権利行使者の権限は包括的な財産管理権であり、権利行使者の指定は一種の処分行為であるとされること<sup>(23)</sup>から、また、会社に対する関係においては、相続株主の権利行使者としての代表権は包括的・不可制限的と解すべきである<sup>(24)</sup>から、権利行使者の指定は過半数で足りると言うことはない<sup>(25)</sup>とされる。すなわち、全員一致説では、権利行使者の権限を制限的に解しないところから、権利行使者自体の指定について相続人の全員一致を要求するものと考えられる。

これに対して、過半数説では、権利行使者の権限を包括的に解するのではなく、議決権の行使についても、決議の内容について区別して考える。すなわち、民法249条以下の共有に関する規定が適用されるもの<sup>(26)</sup>と考え、共有物の管理行為・保存行為に該当すると解される場合には権利行使者に権限がある<sup>(27)</sup>が、処分・変更行為についての権限はなく相続人全員の同意が必要<sup>(28)</sup>と考えられ、共有者と相談しなければならない<sup>(29)</sup>とされる。このとき、権利行使者が共有者との合意と異なる議決権行使をした場合であっても、内部的な問題として会社に対しては議決権行使が無効とは言えず決議の効力に影響はない<sup>(30)</sup>とする考えがある。一方、さらに踏み込

---

行使については不統一行使を認めるべきとしている。

(22) 河内・前掲註(20)・現代企業法の理論と課題266頁。

(23) 西島・前掲註(19)・41頁、木内・前掲註(19)・56頁。

(24) 青木・前掲註(19)・45頁。

(25) 板村・西尾・前掲註(19)・469頁。

(26) 片木・前掲註(20)・63頁、青竹・前掲註(20)・判評497号10頁、同・前掲註(5)・24頁、森・前掲註(10)・40頁。

(27) 永井・前掲註(20)・219頁、山田泰・前掲註(20)・早法75巻3号381頁。

(28) 永井・前掲註(20)・218頁以下。

(29) 河内・前掲註(20)・現代企業法の理論と課題267頁。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について

んで、会社が悪意である場合には、議決権行使の無効を主張し得るとする<sup>(31)</sup>考えもある。また、相続人の意見が統一できない場合には、議決権の不統一行使を認めるべきであり、会社は不統一行使を拒否できないとするもの<sup>(32)</sup>もある。

折衷説では、共同相続人の相続分に応じて賛否を計算し反映させる方法で議決権行使をするのが妥当である<sup>(33)</sup>とし、あるいは、具体的な権利行使については不統一行使を認めるべきであるが、変更・処分行為については例外的に全員一致を要する<sup>(34)</sup>とする。

権利行使者が指定されていない状況下での会社からの同意と共同相続人の権利行使に関しては、全員一致説の論者は、共有者全員一致での意思表示によって議決権行使ができると解している<sup>(35)</sup>。

過半数説の論者には、権利行使者の指定がない場合、共同相続人全員が一致して権利行使をする場合にのみ会社は議決権行使を認めることができると解する<sup>(36)</sup>考えがある一方、民法249条以下の共有に関する規定が適用されるから、処分・変更行為は全員一致でなければならず、それ以外は相続分に応じて議決権を行使できるとする<sup>(37)</sup>考えがあり、さらに、処

---

(30) 永井・前掲註(20)・220頁、河内・前掲註(20)・現代企業法の理論と課題268頁。

(31) 片木・前掲註(20)・63頁、山田泰・前掲註(20)・早法75巻3号385頁、青竹・前掲註(5)・商事2073号26頁、岡・前掲註(17)・69頁。

(32) 永井・前掲註(20)・219頁、山田泰・前掲註(20)・早法75巻3号383頁、瀬谷・前掲註(20)・226頁。

(33) 田中啓・前掲註(18)・109頁。

(34) 楠元・前掲註(21)・84頁、89頁。

(35) 大野・前掲註(12)・企業法の理論64頁、旧商法規定に関する解釈として、西島・前掲註(19)・42頁、青木・前掲註(19)・46頁、大杉謙一「判例研究」法学協会雑誌109巻5号915頁(1992年)。

(36) 片木晴彦「判例研究」ジュリスト1179号100頁(2000年)。

(37) 岡・前掲註(17)・73頁以下、旧商法規定に関する解釈として、山田泰・前掲

## 判例研究

分・変更行為であっても、共有者全員の同意があるときには、持分に依りて議決権を行使できるとする考え<sup>(38)</sup>もある。

折衷説の論者はいずれも商法の旧規定についての解釈として述べたものであるが、出席した共同相続人の相続分に依りる部分のみ出席とする立場で、相続分に依りて議決権行使を許せば良いとする考え<sup>(39)</sup>と、権利行使者を指定していない場合にまで折衷説を妥当させ、各株主の個々の権利行使を肯定する必要性は乏しいとして、権利行使者指定の手続をふまねなかつたことのある種のペナルティーとして全員一致主義をとるとする考え<sup>(40)</sup>がある。

なお、変更・処分行為となる議決権行使に該当するものとして、一般的には会社解散や組織再編が議題となっている場合が考えられる<sup>(41)</sup>が、取締役の選任・解任であっても、変更・処分行為にあたる場合もあり得るとするもの<sup>(42)</sup>がある。

4. これまで、最高裁は、平成9年1月28日判決<sup>(43)</sup>、平成11年12月14日判決<sup>(44)</sup>において、権利行使者の指定は持分の価値に従いその過半数で決することができるとしてきており、本件最高裁判決では明確に示されていないものの、異なる解釈によるものではないと考えられる。従って、判例理論としては、過半数の同意により権利行使者を指定できるとの過

---

註 (17)・早法69巻4号196頁以下、青竹・前掲註 (20)・判評497号11頁。

(38) 岡・前掲註 (17)・72頁、青竹・前掲註 (5)・商事2073号25頁。

(39) 田中啓・前掲註 (18)・109頁。

(40) 楠元・前掲註 (21)・86頁以下。

(41) 岡・前掲註 (17)・70頁、青竹・前掲註 (5)・商事2073号24頁。

(42) 岡・前掲註 (17)・70頁、青竹・前掲註 (5)・商事2073号24頁、川島・前掲註 (5)・38頁。

(43) 判時1599号139頁、判タ936号212頁、金判1019号20頁。

(44) 判時1699号156頁、判タ1024号163頁、金判1087号15頁。

会社による権利行使の同意と共同相続株式の議決権行使決定方法について  
半数説の考えが定着していると解しても間違いではなからう。

他方、権利行使者の指定・通知がないときの解釈については、最高裁は、平成11年の判決では、「共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社側から議決権の行使を認めることは許されない」と解したのに対して、本件では、会社法106条ただし書きにより、民法の共有規定に従った形でなら、会社からの同意が適法になし得るとの解釈を示し、株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り株式の管理に関する行為として各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるとの判断を示した。平成11年判決は商法の旧規定の解釈として示されたものであり、本件では会社法制定後の事件での解釈であるが、この点については解釈を変更したとみることができるであろう。

もっとも、本件では、最高裁が106条本文を、民法の共有規定に対して「特別の定め」を設けたものと解し、106条ただし書きで「特別の定め」の適用排除を定めたものとして、民法の共有に関する規定の適用があると解している点が問題となり得る。106条本文を民法の共有規定に対する「特別の定め」と解する場合、権利行使者の権限を包括的なものと解する余地が残る。過半数説を取る論者が、権利行使者の権限について包括的に解するものではなく、民法の共有に関する規定の適用があると解しているのも、過半数によって指定された権利行使者が包括的な権限を有し、処分・変更行為についての権限も有することになると、他の株式準共有者の利益が害されるおそれが大きいためと考えられる。とりわけ、小規模非公開会社では経営権に関して共同相続人の間で争いが生じやすく、また生じた場合には、会社の経営自体が行き詰まることを考えると、過半数説が妥当であると考えられるが、持分の過半数で指定された権利行使者の権限が包括的であるとするならば、あまりにも他の共同相続人の利益が害される可能性が大きくなるため妥当ではない。本件は、権利行使者が指定されていない場合であるから、この点についての言及

## 判例研究

があるはずもないが、今後の最高裁判決の動向を注目すべき点といえよう。

本件最高裁判決が、権利行使者が指定されていない状況下で、会社法106条ただし書きにより、会社が同意をするのは民法の共有の規定に従ってなし得るのであって、会社に都合の良い特定の共有者にのみ権利行使を認めることは適法ではないとしたことは評価できる。なお、最高裁は、本件で①取締役の選任、②代表取締役の選任についての議決権の行使は特段の事情のない限り株式の管理行為となるとしているが、小規模非公開会社では、誰が経営者であるのかで他の準共有者の権利が多大な影響を受ける場合もあり得、取締役の選任・解任が変更・処分行為ともなり得る<sup>(45)</sup>。本件では、会社による同意が適法なものではないとされ、総会決議の取消が認められたことから、最高裁としては、この点についてもさらに言及する必要のない事例であったといえるが、この点についても、今後の動向が注目される。

---

(45) 岡・前掲註(17)・70頁、青竹・前掲註(5)・商事2073号24頁、川島・前掲註(5)・38頁。